

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3112号)

令和6年9月19日

横情審答申第3112号

令和6年9月19日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年2月7日市広聴第1793号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和3年2月2日14時32分に市民局広聴相談課から各区役所区政推進課へ送信した電子メール」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和3年2月2日14時32分に市民局広聴相談課から各区役所区政推進課へ送信した電子メール」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和3年1月22日から令和3年3月31日までの間、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱」に基づき、回答を求める旨の要望書に対して、同要綱に基づき、広聴相談課長（広聴相談課の担当職員を含む。）が行った調整及び助言に関する行政文書（非開示情報が記載されている場合には、当該部分を除いた部分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が「令和3年2月2日14時32分に市民局広聴相談課から各区役所区政推進課へ送信した電子メール」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定し、令和3年11月26日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、「本来開示すべき行政文書が含まれてないと考えられることから、審査請求に係る処分を取り消し、本来開示すべき行政文書も開示するよう求めます」と主張しているが、令和3年1月22日から3月31日までの間に、本件審査請求文書以外に、市民局広聴相談課長が「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月市広聴第3940号。以下「要綱」という。）第34条に基づき「必要な調整及び助言」を行った事実はないため、本件審査請求文書以外に文書は作成しておらず、保有していない。

なお、同条で規定する「必要な調整及び助言」とは、市民の意見等（以下「意見等」という。）に対して、関係部署と調整し市の統一した取扱いや方針を示すことを、また、その内容を各部署へ発信することをいう。各部署から市民局広聴相談課（以下「広聴相談課」という。）に日常的に寄せられる問合せ等への対応は、これに該当しない。

- (2) 審査請求人は、令和2年12月19日付北部児童相談所長宛ての照会書（以下「照

会書」という。)及び令和3年1月22日付市民局長及びこども青少年局長宛での要望書(以下「要望書」という。)を郵送し、要望書に「要綱に基づく回答を求める」旨の記載をしているにもかかわらず、意見等として受け付けられなかったことが不合理であると主張している。

ア 「市民の声」事業は、要綱第3条において意見等を3つの区分(「市民からの提案」(第18条)、「市長陳情及び区長陳情」(第23条)及び「市政ダイレクト広聴」(第31条))で取扱うことを規定している。このうち「市民からの提案」は①専用投稿用紙によるもの ②専用投稿フォームからのもの ③専用電子メールアドレス宛でのもの ④「市民からの提案」として扱う旨投稿者から申出のあった若しくは了解を得たもののいずれかの要件を満たす意見等が、「市長陳情及び区長陳情」は⑤横浜市長又は区長宛でのもの ⑥団体名義によるもの ⑦団体代表者の役職及び氏名の記載があるという3つの要件全てを満たす意見等が、「市政ダイレクト広聴」は⑧区局間又は同一区局内において情報共有を図る必要があると判断した案件 ⑨地域団体から寄せられ、広聴システムで記録すべきと判断した案件 ⑩受付からの一連の処理経過を広聴システムで記録すべきと判断した案件のいずれかの要件に該当する意見等が対象となる。

イ 市に届いた意見等は、まずこの3区分に該当するかを検討し、該当する場合は広聴システムへの記録や担当部署へ対応依頼を行い、該当しない場合は意見等を所管する部署へ転送する。照会書及び要望書はこれに該当しないし、「要綱に基づく回答を求める」旨の記載があるからといって受付対象になるものではないので、不適切だったとは考えていない。なお、意見等の内容が要綱第5条第1項に定める非受付事項に該当する場合は、形式的にはこの3区分に該当しても、受け付けないという扱いになる。

- (3) 非開示とした個人の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。))による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでに該当しないことから、代表者の印影は同項第4号に該当することから、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意

見は、次のように要約される。

- (1) 開示すべき行政文書が含まれていないと考えられ、本件処分を取り消し、本来開示すべき行政文書の開示を求める。
- (2) 審査請求人は、照会書及び要望書を郵送したが、本件処分にはこれらに関する行政文書が含まれていない。
- (3) 照会書及び要望書が要綱に基づき処理されていないことについて広聴相談課へ照会したところ、令和3年6月4日付の回答文が送付されたが、要望書には要綱に基づく回答を求める旨を明記していたにもかかわらず「「市民からの提案」として扱う旨の申出もなかったため、対象ではないと判断した。」と不合理な説明が記載されていた。「市民からの提案」として扱うのが合理的である。
- (4) 市に届いた意見等は、まず要綱第3条の3つの区分に該当するかを検討し、「市民の声」事業として取り扱うか否かを判断し、該当しない場合は所管する部署へ転送する等の主張がある。しかし、「「市民の声」事業関連3要綱における解釈・運用の手引き」（以下「手引き」という。）によれば、同条は受付の区分を定めているだけで、該当しない場合に「市民の声」事業として扱わないことが予定されているとは考えられない。
- (5) 「要綱第5条の非受付事項については、3つの区分のいずれかに該当した意見等を対象に判断する」という主張は、手引きの第5条第1項に係る記載の「寄せられた市民等の意見は、原則として、市民の声事業として全件受け付ける」と矛盾する。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について
一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。
- (2) 「市民の声」事業に係る事務について
横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報を、広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上や市政の合理的運営に役立てることを目的に、要綱に基づき「市民の声」事業を実施している。
- (3) 本件審査請求文書について

同一の団体から区長陳情が18区へ寄せられたことに関して、広聴相談課が各区区政推進課宛てに送信した電子メールである。

(4) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、本件審査請求文書の非開示部分の開示を求めておらず、対象行政文書の特定の不備を主張しているため、文書特定の妥当性について以下検討する。

イ 審査請求人の主張は、要望書に「要綱に基づく回答を求める旨」を明記しているため「市民からの提案」として扱うのが合理的であるし、照会書及び要望書に関し広聴相談課が実施した調整等に関する行政文書も開示すべき、というものである。

実施機関の説明によれば、「市民からの提案」と扱うのは、要綱第18条に定める要件を満たすものに限られ、いずれも満たさない照会書及び要望書は該当しないとのことだが、何が要綱に基づく事業の対象になるのかについては、判然としない部分がないではない。

一方で、要綱第34条に基づく「必要な調整及び助言」については、18区に寄せられた同一の意見等に対し市として統一した方針を示す必要がある場合等に行われるものとの説明があり、手引きにも同趣旨の記載が確認できた。

「必要な調整及び助言」が、本件のような照会書及び要望書への対応を想定したものではない以上、文書が存在しないという実施機関の主張は不自然ではないし、他に行政文書の存在を推認させる事情も認められない。

ウ したがって、本件審査請求文書のほかに、本件開示請求の対象として特定すべき行政文書は保有していないという実施機関の説明は、首肯できる。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 2 月 7 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 4 年 2 月 24 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 6 年 7 月 18 日 (第305回第三部会)	・ 審議
令 和 6 年 8 月 15 日 (第306回第三部会)	・ 審議